

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
自然保護指導員規程

(目的)

第 1 条 公益社団法人日本山岳・スポーツ協会（以下「日山協」という。）は、自然保護憲章を尊重し、登山者の立場で山岳地域の自然環境を永く後世に引き継いでいくことを目指し、その保全と保護を推進するため自然保護指導員（以下「指導員」という。）の制度を設ける。

(資格)

第 2 条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちで都道府県山岳連盟又は協会（以下「所属岳連」という。）会長が推薦し、日山協会長が認定・登録した者とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者（山岳）。
- (2) 自然察等に造詣が深く、自然環境保全のため指導又は啓発活動ができると認められる者。

(責務)

第 3 条 指導員は、活動中は常に登録証（様式第 1 号）を携帯及び腕章（同第 2 号）を又はワッペン（同第 3 号）を着用し、山岳自然環境の状況把握に努めるとともに、必要に応じ所属岳連の構成員又は一般登山者に自然環境の保全等について協力を求めるものとする。

2 指導員は、日山協及び所属岳連が実施する講習会・研修会等に参加し、自然環境保全等に関する知識・技術の研鑽に努めるものとする。

3 指導員は、山岳環境の現状について必要に応じ、別紙（様式第 4 号）によりその状況に関係機関に報告するものとする。

(登録)

第 4 条 指導員は、日山協に登録されることにより、その資格を生じる。

2 指導員の登録の手続き及び登録料は、別に定めるところによる。

(登録更新)

第 5 条 指導員は、原則として 5 年毎に登録更新を行うものとする。但し、第 1 回目の登録更新に当たっての期間の計算は、指導員認定の日から最初の 3 月 31 日までの期間を 1 年として計算する。

2 更新の時期は、5 年毎の 4 月 1 日とする。

3 更新の手続き及び更新料については、別に定めるところによる。

(資格の喪失)

第 6 条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する等指導相応しくないと日山協会長が認め、常務理事会が承認したときには、その資格を喪失する。但し、指導員が死亡したときは本文の規程にかかわらず、死亡をもって資格を喪失したものとみなす。

- (1) 自然保護関係法令に違反する等自然保護の精神に反する行為をしたものと認められる者。
- (2) 日山協又は所属岳連の定款諸規程に違反した者。
- (3) 登録の更新を行わなかった者。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、日山協理事会で改廃することができる。

付 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

平成17年11月14日、第5条の一部改訂

平成20年4月1日から施行する。

平成26年5月20日から施行する。

平成29年9月14日から施行する。